

令和8・9年度の後期高齢者医療制度保険料について

令和8年1月29日に開催された令和8年東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）議会第1回定例会において、東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決され、令和8・9年度の後期高齢者医療制度における保険料率等が決定しました。令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行され、今回の保険料率改定に反映されています。

1 令和8・9年度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料は、均等割と所得割から算定されます。

ア 均等割：被保険者に等しく賦課する金額

医療分53,300円（年額） 子ども・子育て支援納付金分1,300円（年額）

イ 所得割率：被保険者の保険料負担能力に応じて賦課する利率

医療分9.88% 子ども・子育て支援納付金分0.26%

2 5項目の特別対策の実施

広域連合は、本来保険料で賄うべき、葬祭事業、審査支払手数料、財政安定化基金拠出金、保険料未収金補てん、所得割額独自軽減の5項目に、区市町村の負担による一般財源を投入することで、保険料の上昇を抑制することとしました（別紙1参照）。区市町村の負担による一般財源を投入するため、広域連合規約の変更をする予定です。

3 保険料の賦課限度額の引き上げ

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、年間の保険料の賦課限度額が87.1万円になりました。内訳として、医療分が現行の80万円から85万円に引き上げられ、新たに子ども・子育て支援納付金分の2.1万円が加わりました（別紙2参照）。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月

令和8年港区議会第1回定例会

（広域連合規約の変更に関する協議についての議案提出）

7月 上旬

令和8年度の保険料について区ホームページに掲載

同月 中旬

後期高齢者医療保険料額決定通知書の送付

○ 新保険料（特別対策あり）

		R 6・7年度	R 8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300円	53,300円	6,000円	12.7%
	子ども・子育て支援納付金分		1,300円	1,300円	
所得割率	医療分	9.67%	9.88%	0.21pt	2.2%
	子ども・子育て支援納付金分		0.26%	0.26pt	
一人当たり平均保険料額		111,356円	127,400円	16,044円	14.4%

○ 政令どおり（特別対策なし）

		R 6・7年度	R 8・9年度	増減	増減率
均等割額	医療分	47,300円	55,700円	8,400円	17.8%
	子ども・子育て支援納付金分		1,300円	1,300円	
所得割率	医療分	9.67%	10.48%	0.81pt	8.4%
	子ども・子育て支援納付金分		0.26%	0.26pt	
一人当たり平均保険料額		111,356円	133,110円	21,754円	19.5%

特別対策を実施するための区市町村負担金（2年間）

5項目の特別対策

①葬祭事業	約98億円
②審査支払手数料	約76億円
③財政安定化基金拠出金	0円
④保険料未収金補てん	約53億円
⑤所得割額独自軽減	約5億円

区市町村負担金 合計約232億円（2か年分）

【保険料額比較（公的年金収入のみの単身者で試算）】

単位：円

別紙 2

年金収入額	軽減割合		保険料額（年額）			
			R7年度	R8・9年度	R7年度との増減	
	均等割額	所得割率			増減額	増減率
153万円	7.2割軽減※	—	14,100	15,200	1,100	7.8%
168万円	7.2割軽減※	50%軽減	21,400	22,800	1,400	6.5%
173万円	5割軽減	25%軽減	38,100	42,400	4,300	11.3%
198万円	5割軽減	軽減なし	67,100	72,900	5,800	8.6%
224万円	2割軽減	軽減なし	106,400	115,500	9,100	8.6%
240万円	軽減なし	軽減なし	131,400	142,700	11,300	8.6%
300万円	軽減なし	軽減なし	189,400	203,600	14,200	7.5%
400万円	軽減なし	軽減なし	269,200	287,200	18,000	6.7%
500万円	軽減なし	軽減なし	350,400	372,400	22,000	6.3%
600万円	軽減なし	軽減なし	432,600	458,600	26,000	6.0%
700万円	軽減なし	軽減なし	514,800	544,700	29,900	5.8%
800万円	軽減なし	軽減なし	599,900	634,000	34,100	5.7%
900万円	軽減なし	軽減なし	691,800	730,400	38,600	5.6%
1,000万円	軽減なし	軽減なし	783,600	826,600	43,000	5.5%
1,017万円	軽減なし	軽減なし	800,000	843,400	43,400	5.4%
1,045万円	軽減なし	軽減なし	800,000	871,000	71,000	8.9%

旧但し書所得階層別の被保険者割合（概算）	
0円	52.71%
1円～150,000円	3.09%
150,001円～200,000円	0.92%
200,001円～450,000円	4.68%
450,001円～720,000円	4.92%
720,001円～870,000円	3.20%
870,001円～1,470,000円	11.12%
1,470,001円～2,295,000円	7.48%
2,295,001円～3,135,000円	3.61%
3,135,001円～3,985,000円	2.19%
3,985,001円～4,835,000円	1.25%
4,835,001円～5,715,000円	0.84%
5,715,001円～6,665,000円	0.62%
6,665,001円～7,615,000円	0.45%
7,615,001円～7,785,000円	0.06%
7,785,001円～	2.86%

※ 賦課限度額871,000円（医療分850,000円、子ども・子育て支援納付金分21,000円）

※ 色付き部分は賦課限度額到達 医療分 子ども・子育て支援納付金分

※ 均等割額の軽減割合が7.2割は医療分のみ（子ども・子育て支援納付金の軽減割合は7割）